

あいちロボット産業クラスター推進協議会 ドローン実証実験実施要項

1 目的

愛知県では、ロボット産業を自動車、航空宇宙に次ぐ第3の柱として大きく育てていくことを目指し、あいちロボット産業クラスター推進協議会を設立し、ドローンの高性能化及び活用の促進を図るため、実証実験の場の提供を行っている。

本要項では、愛知県の提供するドローンの実証実験場において実施する実証実験の手続、基準等について定め、実証実験場の適切な運用と安全性の確保を図ることを目的とする。

本要項は、ドローン実証実験に係る共通要項とし、実証実験場ごとの固有の事項については別に定める。

2 利用対象者及び利用目的

実証実験場は、あいちロボット産業クラスター推進協議会会員が利用することができる。

利用目的は、ドローンの開発等に係る実証実験及び事業でドローンを使用するための飛行訓練等とし、開発や事業に関係のない個人の飛行訓練は対象外とする。

また、営利目的で飛行訓練のスクールを開講することなどは認めない。

3 実施対象機器

本要項で定める実証実験の対象のドローンは、航空法（昭和27年律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機とする。

なお、上記以外の機器の実証実験を希望する場合は、あいちロボット産業クラスター推進協議会事務局（以下「事務局」という。）と予め協議すること。

4 利用者登録

実証実験場の利用を希望するあいちロボット産業クラスター推進協議会会員は、「利用者登録申請書（様式1）」を事務局に提出し、利用者登録を申請すること。

利用者登録には次の書類を併せて提出すること。ただし、利用者が国又は地方公共団体等の場合は除くこととする。

（1）利用者が法人の場合

- ・法人の概要が分かるパンフレット等
- ・航空法第132条及び第132条の2の規定に基づく許可、承認実績がある場合には、許可証等の写し
- ・賠償責任保険等の保険証の写し
- ・その他事務局が必要と認める書類

（2）利用者が個人事業主の場合

- ・事業の概要が分かるパンフレット等
- ・航空法第132条及び第132条の2の規定に基づく許可、承認実績がある場合には、許可証等の写し
- ・賠償責任保険等の保険証（写し）
- ・その他事務局が必要と認める書類

5 利用者登録内容の変更

利用者の住所、連絡先、代表者等の利用者登録内容の変更があった場合には「利用登録内容変更依頼書（様式2）」を提出すること。

6 利用者登録の取消し

次のいずれかに該当した場合には、利用者登録を取消しすることとする。

- (1) 利用者登録の内容に虚偽があったとき
- (2) 実証実験実施要項に違反したとき
- (3) 利用者からの申し出があったとき
- (4) その他事務局が利用者登録の抹消が必要であると判断したとき

利用者登録を取消しされた者は、別表に定められた期間を経過するまでは、再度の利用者登録をすることができない。

7 利用料

実証実験場の利用料は、無料とする。

8 利用時間

原則として土曜日、日曜日、祝日を除いた開庁日のうち午前9時から午後4時30分までとし、事務局及び敷地管理者の承諾する日とする。

9 利用申込方法

「4 利用者登録」後に「実証実験実施申込書（様式3）」を事務局へ提出すること。
利用申込の詳細手続きについては、実施実験場ごとに別に定める。

10 実証実験の中止

実証実験を中止する場合には、事務局に連絡を入れた上で「実証実験中止届（様式4）」を事務局へ提出すること。

中止届は天候不順の場合を除き、原則前日までに提出すること。

他の利用者の迷惑となるため、天候不順、使用機体の破損等のやむを得ない理由を除き中止しないこと。

やむを得ない理由がない実証実験の中止が多い利用者については、利用の申込を停止する場合がある。

11 利用開始及び終了時の連絡

事務局の立会い無く実証実験を実施する場合には、利用開始時及び利用終了時に事務局へ連絡をすること。

また開始予定時間、終了時間が変更となる場合には、必ず事前に事務局へ連絡すること。

12 実証実験の内容

航空法や電波法等の法令及び関係ガイドライン等を順守し、実証実験を実施すること。
なお、飛行高度については、原則150m未満とする。

13 安全管理

利用者は第三者、物件又は関係者に対する安全を確保するため、次の安全対策を適切に行うこと。

- (1) 飛行前に気象や機体の状況及び飛行経路について、実証実験が安全に実施できる状況であることを確認すること
- (2) 気象状況の変化等により、実証実験が安全に実施できなくなる恐れがある場合には即時に実証実験を中止すること

14 禁止事項

実験場は火気厳禁とし、敷地内は禁煙とする。

実験場内の構築物、土地等に対する現状の変更は認めない。

15 緊急時の対応

次のいずれかに該当した場合は直ちに実験を中止し、「緊急時対応フローチャート（別紙1）」に従い、迅速かつ適切な対応を行うとともに、速やかに事務局等へ報告し、事務局の指示に従うこと。

また、速やかに「インシデント発生報告書（様式5）」を事務局へ提出すること。

- (1) 国土交通省航空局制定「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」に定める、事故・重大インシデントに該当する又は該当する可能性のある場合
- (2) (1) には該当しないが、実験可能エリアを逸脱し飛行した場合
- (3) 矢作川浄化センターにあっては、水路等の水質に影響を及ぼす事態が発生した場合

16 利用者の責任

利用者は、実証実験の実施に起因して、第三者、物件又は関係者に損害を与えた場合には、事務局に報告するとともに、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

利用者は必ず賠償責任保険等の損害保険に加入すること。ただし、利用者が国又は地方公共団体等の場合は除くこととする。

事務局が損害の賠償又は補修等をした場合には、利用者は事務局に対して当該賠償額の補償をしなければならない。

また、実証実験の実施に起因して、第三者又は関係者から苦情等が発生した場合には、利用者の責任において苦情処理等の必要な措置を講じなければならない。

17 実証実験情報の収集

事務局は、実証実験の目的、内容等の情報を収集することとし、利用者は情報提供に協力すること。

なお、情報収集の目的は、愛知県のドローン実証実験に係る施策に反映することを目的とし、原則として個別企業の利用状況、実験目的、実験内容等の情報は公開しない。

18 その他

- (1) 可燃物を燃料とする機器の使用

LPGガスやガソリン式の発電機やガソリン式のドローンの使用については、次のとおり

実施する場合において使用可能とする。

- ① 発電機は適切に維持管理するとともに、速やかに利用できる位置に消火器等を設置すること。
- ② 発電機の構造は、ガスが周囲に滞留しないような構造とするとともに、火災が発生した際にガスや草木への引火を防止できる構造とすること。
- ③ 当該敷地内ではガソリンの再給油を行わないこと。

(2) 現状復帰

ごみは適正に処理し、実験実施後は敷地内を清掃し、原状復帰すること。

(3) 写真及び動画撮影

撮影により、第三者のプライバシーを侵害する恐れがないようにすること。

(4) 実証実験の中止

この要項に違反した場合や実証実験が安全に実施できないと事務局が判断した場合には、事務局は実証実験を中止させることができることとする。

(5) その他の事項

この要項に定めのない必要な事項については、事務局が定める。

附 則

この要項は、平成30年10月1日から施行し、平成30年10月1日以降に実施する実証実験から適用する。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から施行し、令和元年10月1日以降に実施する実証実験から適用する。

附 則

この要項は、令和2年2月15日から施行し、令和2年2月15日以降に実施する実証実験から適用する。

附 則

この要項は、令和2年12月15日から施行し、令和2年12月15日以降に実施する実証実験から適用する。

附 則

この要項は、令和4年6月20日から施行し、令和4年6月20日以降に実施する実証実験から適用する。

附 則

この要項は、令和５年１月１６日から施行し、令和５年１月１６日以降に実施する実証実験から適用する。

附 則

この要項は、令和６年４月１日から施行し、令和６年４月１日以降に実施する実証実験から適用する。

附 則

この要項は、令和７年４月１日から施行し、令和７年４月１日以降に実施する実証実験から適用する。

附 則

この要項は、令和８年９月１日から施行し、令和８年９月１日以降に実施する実証実験から適用する。

別表

取消し事案	取消し期間
実証実験エリア外で墜落した場合	厳重注意～2か月
申請漏れ、虚偽申請等実施要項に違反して実証を行った場合	1か月～3か月
申請漏れ、虚偽申請等実施要項に違反し、重過失または過失により墜落した場合	2か月～6か月
人身事故など重大な事故等をおこした場合（国が定める事故・重大インシデントに該当）	6か月以上または国の指導に従うものとする